

災害公営住宅入居者等訪問健康相談事業の実施について

1 経過及び目的

震災後の環境の変化に伴い、被災者の様々な健康問題の発生が懸念されたことから、応急仮設住宅や民間賃貸住宅において入居者等の健康調査や健康教育、健康相談、家庭訪問による保健指導、心のケアの普及啓発等を実施してきたところである。

今後本格化する災害公営住宅や防災集団移転団地等への転居後も、健康で安心な生活ができるよう、移転世帯を対象に戸別訪問による健康調査、健康相談、健康指導等を行うもの。

2 対象世帯数の見込み（平成 27 年 9 月現在）

平成 27 年度 災害公営住宅 438 世帯、防災集団移転世帯 374 世帯

平成 28 年度 災害公営住宅 751 世帯、防災集団移転世帯 577 世帯

平成 29 年度 災害公営住宅 950 世帯

平成 30 年度 防災集団移転世帯 15 世帯

*対象世帯数については、整備事業の進捗と個別住宅建築状況により変動する。

（自主再建世帯については、本人の希望や支援関係者の連絡等により逐次対応する。）

3 実施方法

（1）実施内容

保健師等が、戸別訪問により、心身の状況、生活状況、受診状況等を確認し、食生活や運動、ストレス等の指導を行うとともに健康相談に応じる。

（2）実施時期

①災害公営住宅は、入居開始から概ね 3 か月後に実施

②防災集団移転は、引き渡し後概ね 6 か月経過後住宅建設の状況をみながら実施

4 従事者

保健師・看護師・精神保健福祉士

5 健康相談後の対応

訪問・相談結果に基づき、定期的に関係機関の専門スタッフによるカンファレンスを行う。

要支援者については、関係機関と連携し、医療、介護、生活支援等の必要なサービスにつなげ、新たな住まいで安心して生活ができるよう支援する。

6 開始時期

平成 27 年 9 月から

災害公営住宅入居者等訪問健康相談事業（イメージ図）

